

日本の仮想通貨市場の現状

創法律事務所
弁護士 斎藤 創

2018年2月8日

自己紹介

弁護士/NY州弁護士 斎藤 創

1999年4月 西村あさひ法律事務所(証券化、デリバティブなど金融)

2013年夏 ビットコインに仕事で出会う

2015年4月 独立して創法律事務所を設立(仮想通貨・ブロックチェーン・FinTechなどを専門)

(その他の経歴)

東京大学法学部卒、NY大学ロースクール卒、NYのローファーム勤務、中央大学会計専門職大学院兼任講師、bitFlyer社社外取締役、日本ブロックチェーン協会顧問、多摩大学ルールルルル形成戦略研究所ICOビジネス研究会リーガルアドバイザー、三菱地所物流リート投資法人監督役員、等

I 仮想通貨市場 (2017年)

2017年は「仮想通貨元年」

仮想通貨の価格が急騰 (特にアルトコイン)

- BTC 1月 11万 → 12月 220万 (20倍)
- ETH 1月 980円 → 12月 16万 (160倍)
- XRP 1月 0.7円 → 12月 384 (550倍)

ICOブーム

交換所の取引量は大幅に増大

- 1月 5400億円 → 12月 13兆 4000億円 (約25倍) (出典: Bitcoin日本語情報サイト)

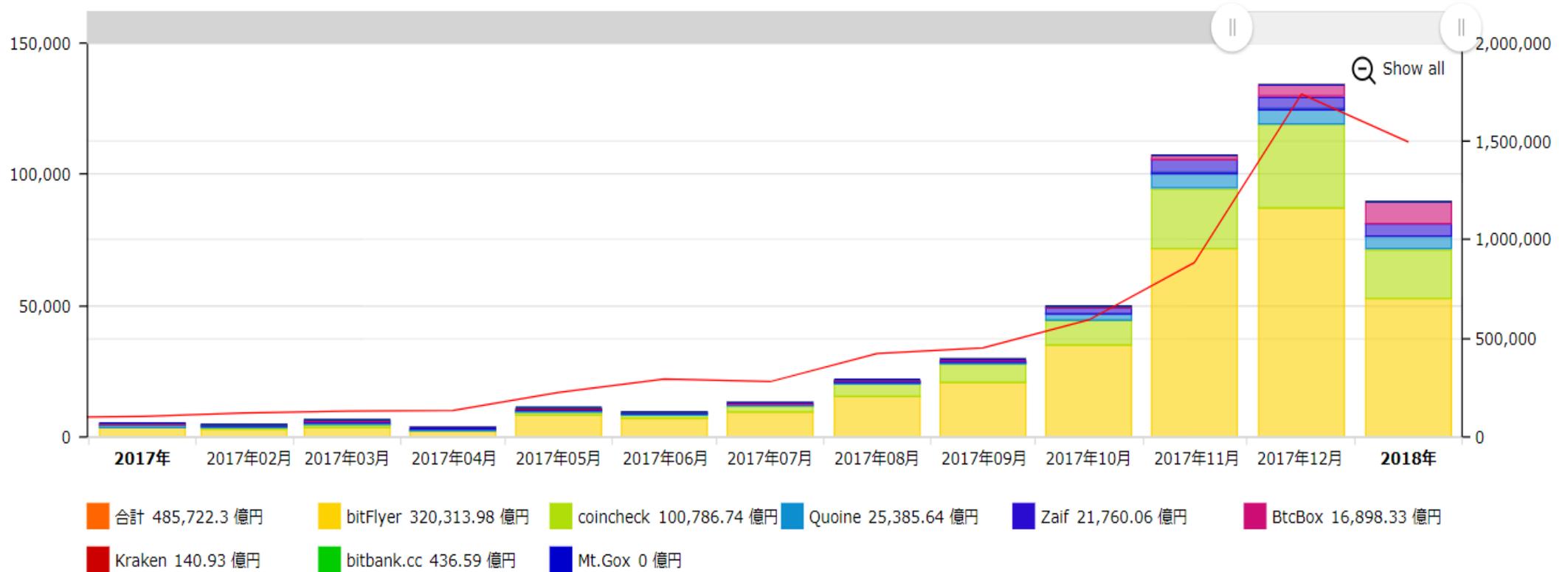
I 仮想通貨市場 (2017年-続)

とはいえ17年も順調だった訳ではない

- 夏頃のBTCのフォーク問題
- 特に8月予定のUASF (User Activated Soft Fork) は危機的問題と認識(結果は回避)
- 9月の中国のICO禁止によるショック
- SCAM的なHFコイン
- 詐欺的ICO

国内取引所(JPY-BTC)の総月間出来高(日本円換算、単位:億円)

※差金決済/先物取引を含む



出典: Bitcoin日本語情報サイト

I 仮想通貨市場 (2018年)

2018年は現状は調整/試練の年？

コインチェック事件

Tetherの噂

中国規制の影響

価格の下落

ICOブームの沈静化？

Segwit採択の進展、送金手数料の減少、Lightning Network
の実装など明るい話も

I 仮想通貨市場 – 登録の現状

登録済み16社

bitFlyer、DMM Bitcoin、QUOINE、テックビューロ (Zaif)、ビットバンク、GMOコイン、BTCボックス、ビットポイントジャパン、フィスコ仮想通貨取引所、SBIバーチャル・カレンシーズ、マネーパートナーズ、BitOcean、Xheta、ビットトレード、ビットアルゴ取引所東京、エフ・ティ・ティ

みなし交換業者 16社

Coincheck、Payward Japan(Kraken)、CAMPFIRE、来夢、deBit、bitExpress、みんなのビットコイン、バイクリメンツ、東京ゲートウェイ、LastRoots、エターナルリンク、FSHO、ビットステーション、ブルードリームジャパン、ミスターエクスチェンジ、BMEX

それ以外にも90社以上が登録申請中との情報

- LINE、メルカリ、Money Forward、Cyber Agentなど含む (いずれも順不同)

I 仮想通貨市場 - 法制定の影響

価格の高騰には仮想通貨法(後述)の成立が影響と言われる

海外業者の日本進出も仮想通貨法が影響と言われる

[仮想通貨法の影響]

- 登録によりユーザーが安心して取引
- 登録により銀行口座の開設が可能に
- いきなり禁止等されない(法律の安定)

Ⅱ 仮想通貨法 - 仮想通貨規制の歴史

2014年2月 MtGox破綻

同6月 自民党 新規制なし、自主規制求める

同9月 自主規制団体(当時のJADA、現JBA)設立 本人確認など

2015年6月 FATFガイダンス → マネロン対策求める

同12月 金融審議会WG報告

2016年4月 **仮想通貨法(改正資金決済法)、改正犯収法が国会で成立**

2017年4月 **仮想通貨法、改正犯収法の施行**

同年7月 消費税非課税化

Ⅱ 仮想通貨法 - 概要

仮想通貨交換業者に「登録」を求める

仮想通貨交換業： 仮想通貨と金銭の交換(売買)、仮想通貨と他の仮想通貨の交換、それらの媒介など

義務： 分別管理、コンプライアンス、内部監査、会計監査、利用者への説明責任、財務規制、本人確認

Ⅱ 仮想通貨法 - 運用の変遷

資金決済法に規定

- ビットコインは支払手段の一種
- 法制定時の趣旨 → スタートアップでも可能に

価格高騰/ハードフォーク問題などを受け、運用が厳格化

- 2017年7月に仮想通貨モニタリングチーム(約30人)
- 登録申請時に数百個の質問

コインチェック問題受け、更に厳格化

- セキュリティ、広告、運営・内部管理、インサイダー、マネロン、相場操縦

自主規制もより強く求められている

III ICO

ICOトークンの販売は「仮想通貨法」の対象

3つの対応策

- (1) 発行体が登録を受けて販売する
- (2) 既存の仮想通貨交換業者を通じて販売する
- (3) 国外で海外居住者に対してのみ販売する

Ⅲ ICO – 3つの実行方法

3つの実行方法

(1) 発行体が登録を受けて販売する

- 登録まで最低6ヶ月、規制対応に毎年2000万～等

(2) 既存の仮想通貨交換業者を通じて販売

- 引受手がなかなか存在しない

(3) 国外で海外居住者に対してのみ販売

- 現在のお勧め

IV 仮想通貨ビジネスの広がり

マイニング - DMM、SBI、GMOなど。将来的にハッシュパワーの販売も？その場合の規制？

ICOファンド/仮想通貨ファンド - B Dash Venturesなど

仮想通貨社債/レンディング - FISCOによるビットコイン建て社債

仮想通貨の信託 - 分別管理目的。三菱UFJ信託が2018年からスタート？

銀行コイン - MUFJコイン、Jコインなど

クリプトキティ - 仮想通貨法で規制される？

DEX - 顧客資産を預からない交換所

V 今後の日本の法規制・日本の動き

日本の仮想通貨法は先進的

ただし、9ヶ月前施行の法が現実に追いついていない

仮想通貨業界は非常に動きが早い

より精緻な自主規制が必要との声

適切な規制/自主規制はマーケットを育てる